

# ときがわ町災害廃棄物処理計画 概要版

平成 31 年 1 月

## 計画作成の背景及び目的

ときがわ町では、平成 26 年 3 月に地域防災計画を策定し、住民の生命、身体および財産の保護、郷土の保全を図ることを目的とした町づくりを進めている。東日本大震災以降、地震や自然災害に伴い発生する膨大な災害廃棄物を迅速、適正に処理することは重要な課題となっている。

このため本計画は、地域防災計画と整合性を図りながら、災害廃棄物の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、平常時の災害予防対策と発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な対応を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

## 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」（改訂版 平成 30 年 3 月）に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合性を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するためのものである。

## 基本的事項

### 1. 対象とする災害

#### 【地震】

地域防災計画や「埼玉県地震被害想定調査報告書」（埼玉県 平成 26 年 3 月）に基づき、本計画の最大被害想定地震を「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）」とした。

#### 想定地震（最大被害）

項目	内容
想定地震	関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北） （活断層型地震）
予想規模	マグニチュード 8.1
全壊・半壊・焼失棟数	573 棟

#### 【風水害】

本計画は、過去において特に被害の著しい災害である、昭和 41 年発生 of 台風 26 号と同程度の被害を想定した。

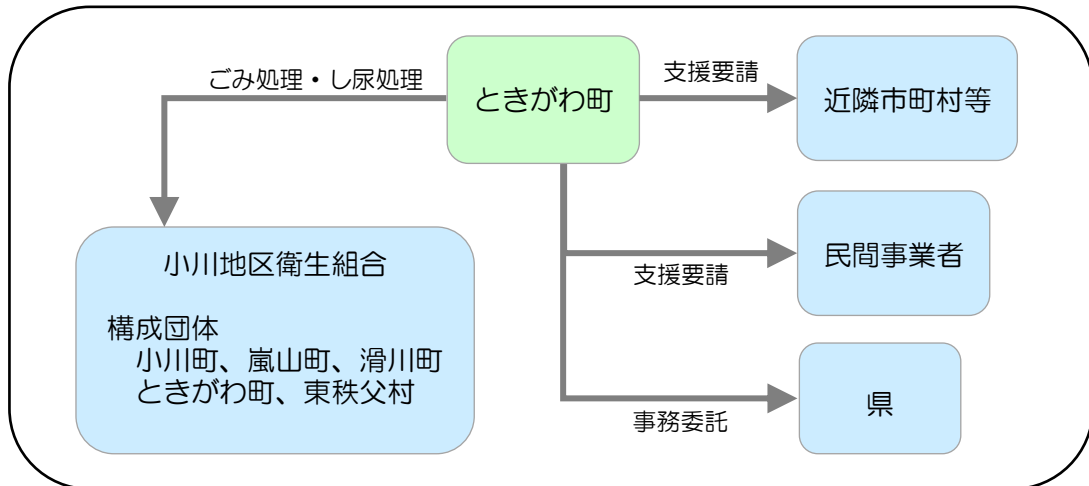
#### 想定風水害

項目	内容
想定風水害	昭和 41 年台風 26 号と同程度の被害
床上・床下浸水棟数	32 棟
全壊・半壊棟数	507 棟

## 2. 災害廃棄物の処理主体

本町で発生した災害廃棄物（し尿含む）の処理は、本町及び小川地区衛生組合が主体となって処理を行うことを基本とする。

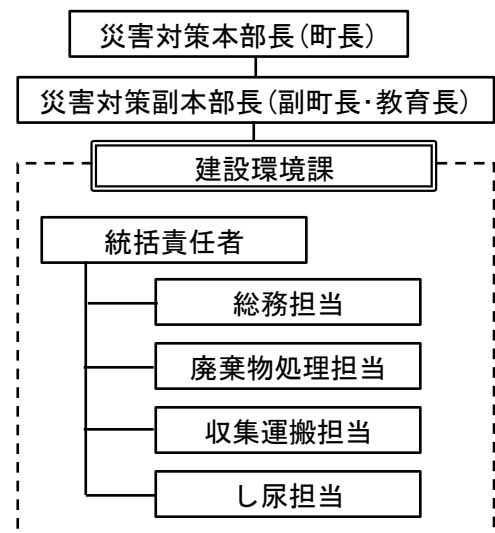
災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本町及び小川地区衛生組合のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び民間事業者等へ支援を要請する。なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、県等への事務委託を行うものとする。



## 組織体制・指揮命令系統

発災時の災害廃棄物対策組織として、建設環境課に災害廃棄物処理に関する各部門を設置する。

災害廃棄物処理は、大規模な災害の発生に伴い新たに発生する業務であるため、庁内の関連部署から人員の補充や支援を得て、右図の臨時体制を組織する。



## し尿処理、生活ごみ処理

### 1. し尿処理

発災時には、生活排水処理施設等が使用できなくなることが想定される。

避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者人数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、併せて計画的な収集体制を整備する。

### 2. 生活ごみの収集

一般家庭の生活ごみについては、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下する可能性がある。その場合、小川地区衛生組合と協議し、状況に応じて早朝・夜間収集等を検討する。

## 災害廃棄物処理業務の内容

### 1. 発生量の予測（最大値）

災害によって発生する災害廃棄物の発生量は、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（埼玉県 平成26年3月）において推計されている被害棟数（全壊・半壊等）に「災害廃棄物対策指針」（環境省）で設定した災害廃棄物の発生原単位を乗じて推計した。

災 害	災害廃棄物発生量	避難所人口	し尿発生量	仮設トイレ 必要基数	避難所 生活ごみ
地 震	35,700 t	210 人	3,400ℓ/日	12 基	0.12 t /日
風水害	26,700 t	—	—	—	—

### 2. 処理方針

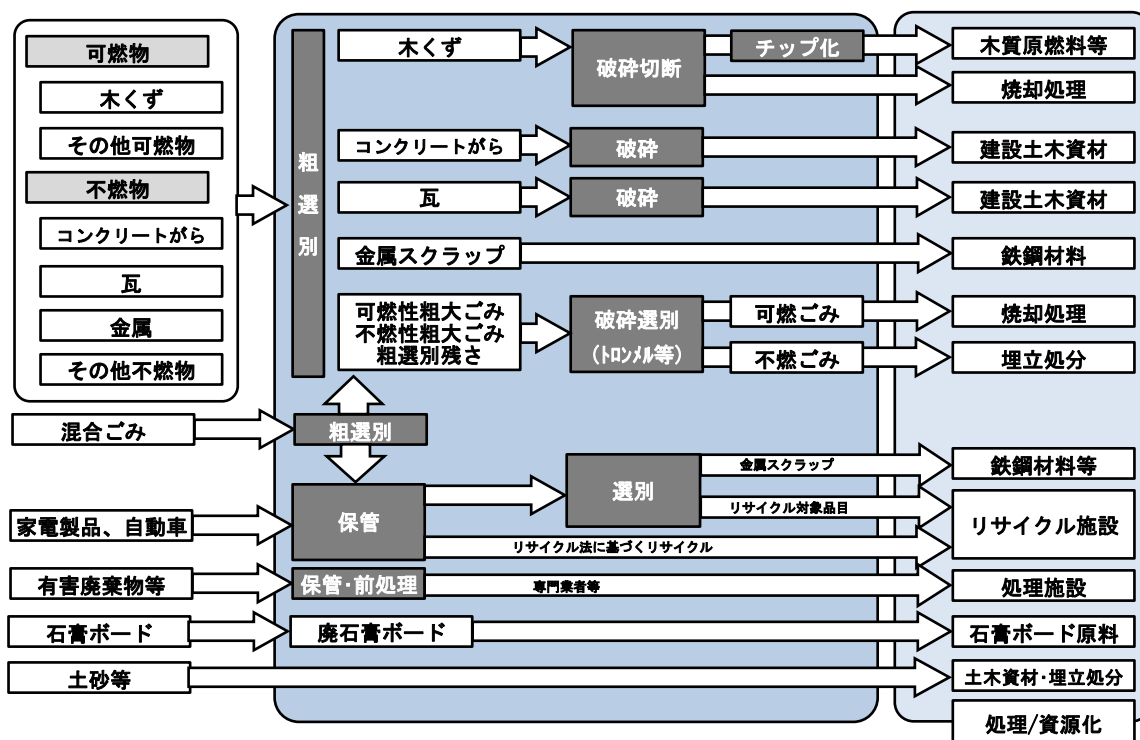
災害廃棄物の処理方針は、①衛生的な処理、②迅速な処理、③計画的な処理、④環境に配慮した処理、⑤リサイクルの推進、⑥安全な作業の確保とする。

### 3. 処理スケジュール

復旧・復興に向け、本町、県、関係事業者、住民が連携し処理にあたり、3年以内に処理を完了することを目標とする。

### 4. 処理フローの設定

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、小川地区衛生組合廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを以下のとおり設定する。

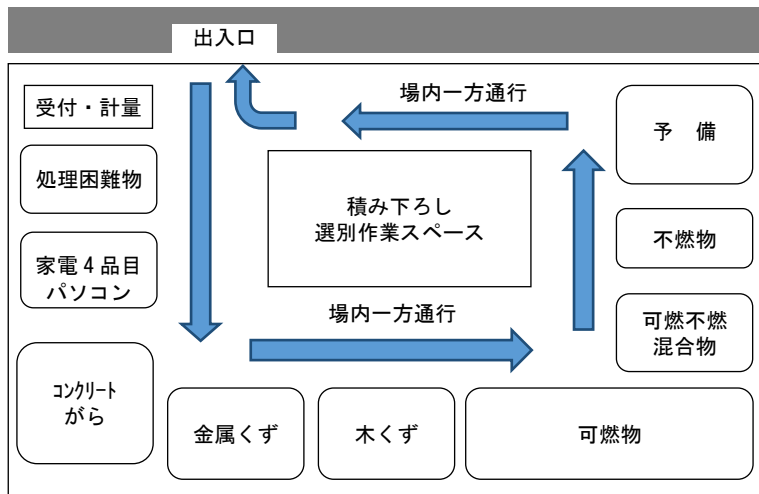


## 5. 仮置場設置計画

災害廃棄物が多量に発生することが予想される場合は、仮置場を設置する。

災害廃棄物の発生量から算定した仮置場必要面積（一次仮置場面積）は、想定地震（最大被害）において1.72ha、想定風水害において1.28haとなる。

### 【一次仮置場】



出典：災害廃棄物環境フォトチャンネル  
<http://kouikishori.env.go.jp/photo>

## 6. 環境対策、モニタリング

環境モニタリングは、仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を最小限に抑え、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的とする。

環境対策は、大気、臭気、騒音・振動、土壌、水質などへの影響を低減する措置を講じる。

## 住民への広報・啓発

発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの対象者に確実に周知できるよう、複数の方法で情報の伝達を行う。

対象者	広報手段
庁内各課	庁内放送、庁内電話、庁内電子メール、庁内Web等
住民	防災行政無線、広報車、自治会組織回覧・掲示板、避難所掲示板、広報誌、報道機関、ホームページ、SNS、登録制メール、携帯アプリ等
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX、電子メール等
報道機関	電子メール、電話、FAX、文書、会見等

ときがわ町 建設環境課

〒355-0396 埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木32番地 電話 0493-65-1521 (代)

ホームページ <https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/top/top.aspx>